

歩行が困難な選挙人のための不在者投票制度について

1 投票制度の原則

(1) 当日投票所投票主義

選挙人は、選挙の当日、自ら、自己の属する投票区の投票所に行き、投票しなければならない。
(公選法第44条)

(2) 単記自書投票主義

選挙人は投票用紙に自ら候補者1人の氏名等を記載し、これを投票箱に入れなければならない。
(公選法第46条)

2 歩行が困難な者のための不在者投票制度

(1) 指定病院等における不在者投票

ア 対象者

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産じょくにあるため、歩行が困難である選挙人で、都道府県選挙管理委員会が指定した施設（病院、老人ホーム等）に入院又は入所している方

イ 投票の方法

病院、老人ホーム等の施設長（不在者投票管理者）に投票用紙の請求を行い、その管理のもとで投票を行う。

(2) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある選挙人が自宅等現在する場所において投票することができる制度。この制度により不在者投票を利用することができる方は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳、又は介護保険の被保険証を有し、次の表に該当し、区選管から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

■身体障害者手帳（戦傷病者手帳）に記載してある障害の程度

障害名	障害の程度
両下肢、体幹、移動機能	1級もしくは2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級もしくは3級
免疫、肝臓	1級から3級まで

■介護保険の被保険者証

要介護の状態区分	要介護5
----------	------